

規 則

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通信教育規程(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項及び第十九条第一項中「連署」を「共に記名」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「が署名し」を「と共に記名の上」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。